



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第72号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【議会告示】

島根県議会議務局規程の一部改正

2

議 会 告 示**島根県議会告示第1号**

島根県議会事務局規程（昭和42年島根県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成22年 3月31日

島根県議会議長 田 原 正 居

第3条第1項の表を次のように改める。

課	室	グループ及びスタッフ
総務課		総務グループ
	秘書室	
議事調査課		議事・委員会スタッフ
政務調査課		調査スタッフ

第4条第2項中

管理監	上司の命を受け、課又は室の事務のうち、特定の重要な事務を掌理する。	を
管理監	上司の命を受け、課又は室の事務のうち、特定の重要な事務を掌理する。	に、
上席調整監	上司の命を受け、課又は室の事務のうち、特定の事務を掌理する。	
主幹	上司の命を受け、課又は室の事務のうち、特定の事務を掌理する。	を
調査主任	上司の命を受け、専門的事務を掌理する。	
主幹	上司の命を受け、課又は室の事務のうち、特定の事務を掌理する。	に改

める。

第6条第1項中「室長」の次に「、上席調整監」を加え、「、調査主任」を削る。

第8条の表議事調査課の項第2号及び第5号中「こと」の次に「（政務調査課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項中第7号から第9号までを削り、第10号を第7号とし、同項第11号中「こと」の次に「（政務調査課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同項第8号とし、同項第12号中「こと」の次に「（政務調査課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同項第9号とし、同項第13号を同項第10号とする。

第8条の表に次のように加える。

政務調査課

- (1) 委員会に関すること（調査特別委員会に係るものに限る。）。
- (2) 会議の記録に関すること（調査特別委員会に係るものに限る。）。
- (3) 重要事案の調査、研究及び企画に関すること。
- (4) 議員提出議案に関すること。
- (5) 議会資料等の刊行に関すること。
- (6) 各種議長協議会に関すること（原子力発電関係道県議会議長協議会に係るものに限る。）。

- (7) 各種調査関係書類、資料等の整理に関すること（調査特別委員会に係るものに限る。）。
- (8) その他政務調査に関すること。

第9条第1項第8号中「命ずる」を「命じ、又は代休日を指定する」に改め、同条第2項第5号中「命ずる」を「命じ、又は代休日及び時間外勤務代休時間を指定する」に改め、同項第7号中「及び児童手当」を「、児童手当及び子ども手当」に改める。

第10条第3項中「議事調査課長」を「調整監が、政務調査課にあつては政務調査課長」に改める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。